

平和の礎メタバース構築等発信強化事業
に係る企画提案公募要領

令和7年5月

沖縄県 知事公室 平和・地域外交推進課

1 事業趣旨

「平和の礎」は、国籍、軍人や民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられたすべての人々の氏名を刻銘した記念碑である。同記念碑のデジタルコンテンツを含む仮想空間（以下「メタバース」という）を構築し、現地を訪問することが困難な高齢者や県外海外のウチナーンチュ、児童生徒などにインターネット上で散策等の体験をしていただくことにより、戦争の教訓継承や平和を希求する「沖縄のこころ」の発信、平和教育・交流等のDX化を推進することを目的とする。

2 本企画提案に係る委託業務

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 業務名 | 平和の礎メタバース構築等発信強化事業 |
| (2) 期間 | 契約締結の日から令和8年3月31日まで |
| (3) 業務の内容 | 平和の礎メタバース構築等発信強化事業企画提案仕様書を参照すること。 |
| (4) 提案上限額
(構築等費) | 金 30,800,000円（消費税相当額を含む）
但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、経費見積合計額は、上記提案上限額の金額を超えてはならない。 |

3 委託者及び連絡先

- | | |
|---------|--|
| (1) 委託者 | 沖縄県 |
| (2) 連絡先 | 沖縄県 知事公室 平和・地域外交推進班 担当 仲里
〒900-8570沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 |
| 電話 | 098-894-2226 |
| FAX | 098-869-7018 |
| e-mail | aa071706@pref.okinawa.lg.jp |

4 応募資格

下記に示す要件を前提とし、本件より証明書等の確認資料の提出を要求することがある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 国内において類似の業務について実績があり、その成果が適正であること。
- (6) 下記のいずれかの認定を有していること。または令和7年6月中に取得見込みであること。
 - ・国際品質保証規格（ISO9001）
 - ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS適合性評価制度認証）
 - ・プライバシーマーク
- (7) なお、本件業務は、二以上の者を構成員として結成された共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下の通りとする。
 - ・全ての構成員が上記(1)から(4)を満たし、いずれかの構成員により(5)及び(6)の要件を満たしていること。
 - ・構成員が他の共同企業体の構成員として、または単独で本公募に参加しないこと。

5 手続及びスケジュール

※各期間の事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条に規定する県の休日を除き、時間帯は9:00～17:00とする。

- (1) 応募にかかる各種様式、業務委託仕様書等の請求
 - ・期間 令和7年5月30日（金曜日）～令和7年6月13日（月曜日）
 - ・入手方法 沖縄県平和・地域外交推進課HPよりダウンロードすること。
応募等の様式、業務委託仕様書等については、e-mailでの送付も可能である。
- (2) 本件に係る質問及び回答
 - ・質問の方法 所定の様式【様式8】をe-mail添付により、令和7年6月10日（火曜日）までに提出すること。また、共同企業体を予定する場合は、幹事企業が提出すること。
 - ・回答 期限までの全ての質問事項に対する回答を、令和7年6月12日（木曜日）までに、平和・地域外交推進課HPに掲載する。
- (3) 企画提案書等の提出
 - ・提出期限 令和7年6月13日（金曜日）15:00
 - ・提出物 6, 7に定める全ての書類
 - ・提出部数 応募申請書等【様式1～7】10部（正本1部、副本（複写）9部）とし、様式1～7の書類は原則としてA4版縦置き・横書き、長辺左2穴あけとし、左上クリップ留めで提出すること。
 - ・提出先 3-(2)に定める連絡先に持参、または簡易書留必着とする。

- (4) 県からの疑義照会、プレゼンテーションの要請等
 期限までに提出のあった企画提案について、後日県から疑義照会、プレゼンテーションの要請等を行うことがある。その形式、期日、場所等については、別途、平和・地域外交推進課から通知するものとする。
- (5) プレゼンテーション審査会
 令和7年6月18日（水曜日）午前中 沖縄県庁舎会議室（予定）
 ※構築されるメタバースのイメージが付きやすいようサンプル動画等の使用も許可する
- (6) 審査結果の通知
 令和7年6月23日（月曜日）（予定）
- (7) 契約の締結
 令和7年6月27日（金曜日）（予定）

6 企画提案書の仕様

- (1) 企画提案書の形式
 A4判縦置き・横書きを基本とし、必要に応じA4判横置き・横書きを可とする。
 なお、企画提案書の記載にあたっては、理解を容易にするために、イラスト、イメージ図等を使用しても構わない。
- (2) 企画提案書の提出部数等
 提出部数は、用紙媒体10部（片面印刷とし、うち、正本1部は綴じないこと）及び電子媒体（CD-R等にPDF形式で格納すること）1部とする。なお、提出する企画提案書は、1案に限る。
- (3) 企画提案書に記載する内容
 下記の項目について必ず記載すること。

記載項目	説明
委託内容に対する考え方	委託内容に対する提案者の考え方を記載する
委託内容に対する全体概要	提案者の考える委託内容の全体構成、全体スケジュール概要、作業の概要等について記載する。
メタバース空間の概要	メタバース空間の特徴や機能、「平和の礎インターネット検索システム」との連携などの概要について記載する。
プラットフォームの概要	操作性、処理性能、安全性（セキュリティ）、信頼性、拡張性等、システムの提供内容について記載する。
ライブ配信の概要	「平和の礎」ライブ配信についての提供内容を記載する。
保守・運用に対する考え方	保守・運用作業等について記載する。
広報活動の概要	平和の礎メタバースを周知する方法等について記載する。
ランニングコストの概要	メタバース等のランニングコストについて記載する。
その他、県内産業への貢献等	県内産業への貢献等について記載する。

※作成にあたり、他の文献を引用した場合は、該当箇所に出典を明示すること。

7 企画提案書と同時に提出を求める応募書類

(1) 参加申込書【様式1】

- ・共同企業体での参加の場合、幹事企業が提出し、全構成員を記入する。
- ・下例のようにグループ企業等により提案者と契約者が異なる場合、契約以降の処理を委任する旨の委任状の添付が必要であるとともに、実施体制における提案者の関与が必要である。

例) 提案：〇〇株式会社、契約：〇〇株式会社沖縄支社

(2) 応募説明書【様式2～8】

提出はA4版及び電子媒体(CD-R等にPDF形式で格納すること。添付資料は除く)とする。なお、電子媒体は企画提案書と同一のものでよい。

応募説明書の内容を下記に示す。(共同企業体の場合、【様式2～4】については構成員毎に作成の上、さらに【様式4】について共同企業体の実施体制図を添付すること。)

【様式2】会社概要

※定款、過去3年間の決算書について添付すること

※法人の場合は、直近2年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類

【様式3】過去の類似業務実績

【様式4】実施体制

【様式5】共同企業体協定書(該当ありの場合、提出)

【様式6】積算書

※メタバース環境の維持管理費として、次年度以降の経費を別途示すこと。本経費には、安定したメタバース環境の提供と継続的な品質維持のため、サーバーインフラの運用コスト、データベース管理、セキュリティ対策、定期的なシステムアップデート、バックアップ管理、技術サポート対応を最低限含むこと。(本経費は、年間100万円程度を目安として想定している。なお、あくまで目安であり、今後の支出を保証するものではない。)

【様式7】誓約書

【様式8】質問票

8 評価及び契約

(1) 企画提案の評価

- ・企画提案については、関係者で組織する選定委員会で評価し、第1位及び以降の順位を決定する。
- ・評価にあたり、必要と認める応募者に対して、質問またはプレゼンテーションを求めることがある。

(2) 結果の通知

- ・全ての企画提案者に対し、書面にて選定順位を通知する。なお、結果の通知はプレゼンテーション後、概ね5日程度を予定する。
- ・評価の内容、審査の経過については公表しない。また個別の問い合わせには応じない。

- (3) 委託契約
- ・委託契約は、第1位に選定された者と交渉の上締結する。但し、沖縄県と第1位選定者間の契約交渉が不調の場合、次順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉するものとする。
 - ・共同企業体の場合は契約時に各構成員間で協定締結し、その協定書を契約書に添付することとする。この場合の協定書の内容には以下の項目を含むものとする。
 - ・目的、名称、構成員の住所及び名称、幹事企業及び代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、構成員の個別責任、瑕疵担保責任、協議事項等

- (4) 契約保証金
- 沖縄県財務規則第101条第1項の規定に基づき契約金額の100分の10とする。ただし、同規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合にはその全部又は一部を免除する。

9 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 費用の負担
- 提出書類等の作成・提出、疑義照会、プレゼンテーションへの出席等応募のために要する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出書類等の扱い
- ・提出された企画提案書等の書類は、返却しない。
 - ・企画提案書等の書類は、審査以外の目的に使用しない。
 - ・企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲でコピーを作成することがある。